

農地法第3条許可申請書添付書類一覧表

【 農地の権利移転・設定 】

	添 付 書 類	仕 様	備 考	発 行
1	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	全部事項証明書 (原本) もしくは登記情報提供サービス発行 の照会番号付き不動産登記情報 (全部 事項)		法務局
2	定款又は寄附行為の写し	当該法人の原本証明が必要	申請者が法人の場合	
3	位置図 (2500 分の 1)	申請土地をマーカー等で囲う	住所地から申請地までの経 路も記入 (市外居住者の場 合)	
4	公図 (国調図・字限図)	申請土地をマーカー等で囲う	転写事項 (転写年月日、転 写場所、転写図面、転写し た者の住所・氏名、押印要)	法務局
5	(使用・賃貸借) 契約書	10 年を目安に契約してください	一般法人の場合は、貸人か らの解約条項要。	
6	営農計画書	申請地筆別及び許可後の全耕作地の 営農計画等を記載する	農地所有適格法人の場合は 適格法人の要件を備えてい ることを表す書類を含む	
7	筆別作付計画表	筆ごとの作付予定作物やスケジュー ル等を記載する。	新設農家 (新規就農者) の 場合	
8	他市町耕作証明	申請者 (譲受人) が他市町に農地を所 有・耕作している場合		関係農業 委員会
9	農地台帳写し	申請者 (譲受人) が他市町に農地を所 有・耕作している場合		関係農業 委員会
10	仮換地証明・指定図		土地改良事業等による仮換 地中の場合	
11	地域調和要件協議、調整済みで あることを証する書面	地元水利組合・農業団体・営農組合と の協議、調整が必要。	認定農業者は、申請書に詳 細な記入をすることにより 添付省略可	
12	農家基本台帳登載願		新設農家 (新規就農者) の 場合	
13	委任状		行政書士が代行の場合	

※書類の有効期限

土地登記事項証明書 (全部事項証明書) 等公的証明については、発行後 3 ヶ月以内 (他の書類も原則 3 ヶ月以内)

※相続が発生している場合について

相続登記が未了の場合は、相続登記完了後申請をしていただくか、相続人全員からもしくは、遺産分割協議書等で指定された方から申請してください。(ただし、相続人から申請の場合は相続人を確認できる戸籍・除籍等が必要です。また、必要に応じて法務局との協議等を行ってください。)

※住所、氏名の記入について

原則として住民票の添付は不要ですが、申請人 (受人、渡人) の住所、氏名については、住民票の記載に従って正確に記入してください。もし住所、氏名の表示に誤りがあれば、登記ができなくなることがありますので、十分注意してください。

なお、土地登記事項証明書 (全部事項証明書) に記載されている住所・氏名と、申請人の現住所・氏名が異なる場合は、つながりがわかるもの (住民票、戸籍の附票等) が必要です。